

# 自転車は安全ルールを守って楽しく乗ろう!

サイクルマナーアップ運動



知っていますか?

## 岡山県自転車安全利用5則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
  - 運転中の携帯電話・傘さし運転の禁止
- ⑤ 子どもはヘルメット着用

交通事故の  
2割が自転車事故です。  
岡山県自転車安全利用  
5則を守り  
ましょう。

おかやまけんけい  
ももかちゃん





岡山県道路交通法施行細則の一部改正による自転車の新しいルール

16歳以上の運転者が幼児2人を同乗させる場合、  
**要件を満たした幼児2人同乗用自転車**  
を利用しなければなりません。



- BAAマーク、SGマーク等により認証が行われている自転車であること。
- 利用のためには交通ルールとマナーを守ること。
- 利用者の安全も確保すること。



◀「BAAマーク」  
BAAマークは、厳しいテストをクリアした安全な自転車の証。さらに環境への配慮も行われています。

◀「幼児2人同乗基準適合車」マーク



SGマーク付き自転車は、製品安全協会が定めた安全基準に適合したものです。万一、SGマーク付き製品の欠陥によって、ケガなどの人身事故が起きた場合は、製品安全協会が賠償します。

自転車は  
車両です

岡山県自転車安全利用5則を守りましょう!

**1 自転車は車道が原則、歩道は例外**

**罰則** 3ヵ月以下の懲役  
または5万円以下の罰金

**2 車道は左側を通行**

**罰則** 3ヵ月以下の懲役  
または5万円以下の罰金

**3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**

**罰則** 2万円以下の罰金  
または料料

**4 安全ルールを守る**

- 飲酒運転の禁止  
**罰則** 5年以下の懲役または100万円以下の罰金  
※酒に酔った状態で運転した場合
- 二人乗りの禁止  
※16歳以上の者が幼児用乗用装置を備えるものに6歳未満の者を乗車させる場合を除く。  
**罰則** 2万円以下の罰金  
または料料
- 並進の禁止  
**罰則** 2万円以下の罰金  
または料料

● 夜間はライトを点灯

**罰則** 5万円以下の罰金

**5 子どもはヘルメット着用**

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

● 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

**罰則** 3ヵ月以下の懲役  
または5万円以下の罰金

● 運転中の携帯電話・傘さし運転の禁止

**急増中 やめましょう!**

**自転車にも罰則が適用されることがあります。**

(平成21年6月現在)

ルールを守って  
まわりの車や  
歩行者にも  
快適な運転を  
心掛けましょう



おかやまけんけい  
ももくん